

基礎研
レター中国「国10条 3.0」
—中国保険市場の成長指針保険研究部 主任研究員 片山 ゆき
(03)3512-1784 katayama@nli-research.co.jp

1—国10条—保険市場成長のための指針

中国の保険市場は国や主務官庁による介入が強く、定められた指針に基づいた成長が求められている。今般、国務院は保険市場の発展の方向性を10項目で示した、通称「国10条」¹を発表した。国10条はこれまで2回発表されており、1回目は2006年(1.0)、2回目は2014年(2.0)で、今般は10年ぶり3回目の「国10条3.0」となっている。国10条そのものは保険市場の成長度合に応じて、不定期で発表されている。

なお、2006年以降、国10条に加えて「保険業の5ヵ年計画」²も発表されており、達成すべき数値目標などが掲げられてきた。こちらは保険市場の主務官庁が定めており、2006～2020年までは収入保険料や総資産額、1人あたりの保険料収入、GDPに占める保険料収入の割合の数値目標を掲げることで、市場の拡大を企図した背景がある。2020年までは5年ごとにそれらがほぼ2倍となる目標値を設定していたがそれを概ね達成しており、この時期に市場の成長が急速に進んだことを裏付けている(図表1)。

図表1 中国保険業の5ヵ年計画における数値目標と実績

	保険業の第11次5ヵ年計画 (2006-2010)		保険業の第12次5ヵ年計画 (2011-2015)		保険業の第13次5ヵ年計画 (2016-2020)		
	2005年 実績	2010年 目標	2010年 実績	2015年 目標	2015年 実績	2020年 目標	2020年 実績
保険料収入	4,928億元	1兆元	1兆4,500億元	3兆元	2兆4,300億元	4兆5,000億元	4兆2,645億元
総資産額	1兆5,300億元	5兆元	5兆500億元	10兆元	12兆4,000億元	25兆元	23兆元
1人あたりの保険料収入	379元	750元	1,083元	2,100元	1,768元	3,500元	3,206元
GDPに占める保険料収入の割合	2.7%	4.0%	3.8%	5.0%	3.6%	5.0%	4.5%

(出所) 保険業の5ヵ年計画(2006-2020)、中国金融監督管理総局ウェブサイト他より作成。

¹ 正式名称は「国務院關於加強監管防範風險推動保險業高質量發展的意見」である。

² なお、2022年に「保険業標準化に関する第14次5ヵ年計画」が発表されているが、関連する数値目標は掲載されなかった。

2—国 10 条 3.0—監督管理の強化・リスク予防の強化・高品質な成長へと転換

これまで国 10 条 1.0（2006 年）では、保険の普及や迅速な市場規模の拡大が掲げられ、次の国 10 条 2.0（2014 年）では市場の安定的な規模拡大に加えて、社会保障の補完、リスク保障機能に注目が集まり、社会の安定への寄与に多くの期待が寄せられた。中国はこの間、世界第 2 位の保険市場に躍進し、国 10 条 2.0 で目標にしていた「2020 年までに国際的な競争力をもつ「保険強国」となる」という目標も実現している。

一方、今般の国 10 条 3.0 は、上掲のような急成長を経て市場の成長が鈍化し、今後より成熟した成長を遂げていくにはどうすべきかといったタイミングで発表されている。国務院は今後の方針として、市場の監督管理の強化・リスク予防の強化・高品質な成長をその主軸とした。その理由は、急速な市場の規模拡大によってもたらされた課題や弊害が顕在化し、更に、経済成長の鈍化、所得の不安定化、消費の低下といったこれまでにない課題にも対峙する必要があるからである。

国 10 条 3.0 では、全体目標として 2029 年までに高品質な成長を遂げるための枠組みをつくり、2035 年までに強力な国際競争力をもつ新たなステージに移行するとしている。なお、2029 年に向けた高品質な成長には保険サービスの更なる改善、資産構成の最適化、ソルベンシー・マージン（支払余力）の充足化、コーポレートガバナンスの健全化を挙げている。また、2035 年に向けては保険市場の体制の整備、商品・サービスの多様化、監督管理の有効化としており、現時点ではそれ以上踏み込んだ内容について示されていない。

なお、全体目標以外については、②保険市場参入の厳格化、③保険会社に対する継続的かつ厳格な監督、④違法行為に対する厳格な対処、⑤保険関連リスク発生の予防、⑥保険サービスと保障内容の向上、⑦保険事業による実体経済への貢献、⑧保険事業の更なる改革開放、⑨保険事業の持続可能性の強化、⑩政策との融合と高品質な成長の促進となっている（図表 2 参照）。

図表 2 国 10 条 3.0（概要）

項目	内容（抜粋）
1 全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2029年までに高品質な成長を遂げるための枠組みをつくる（保険サービスの更なる改善、資産構成の最適化、ソルベンシー・マージン(支払余力)の充足化、コーポレートガバナンスの健全化）。 ・2035年までに強力な国際競争力をもつ新たなステージに移行する（保険市場の体系の整備、商品・サービスの多様化、監督管理の有効化）。
2 保険市場参入の 厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の保険会社設立に関する審査の厳格化。 ・経営陣の資格取得の審査の厳格化。役職員の職務状況に関するネガティブ情報のデータベース化。 ・株主に対する審査の厳格化。特に異業種からの参入については、過度に高い株式保有率、保険会社の主要株主になるなどを禁止。
3 保険会社に対する継続的かつ厳格な監督	<ul style="list-style-type: none"> ・企業統治に対する監督の強化。企業内のコンプライアンス・リスク管理体制の更なる改善。 ・ALM管理の強化。運用資産の配分の最適化、投資における委託者と受託者の責任の明確化、投資プロセスの監督強化など。 ・保険会社への監督強化。保険会社、保険販売員について監督管理上のランク分けを強化し、ランクに応じた監督管理を実施。 ・保険加入者の権利保護。顧客の個人情報のセキュリティの強化。社会における保険商品に対する信頼の向上、保険加入意識の向上をはかる。
4 違法行為に対する 厳格な対処	<ul style="list-style-type: none"> ・保険に関する重大事件の取り締まり強化。 ・市場の監督強化。株主などの違法行為を積極的に取り締まる。保険会社による保険の主要業務と関係のない事業や企業への投資の禁止。誤解を招く販売などの調査・処分の強化。

図表2 国10条3.0（概要）＜前頁より続く＞

	項目＜続＞	内容（抜粋）＜続＞
5	保険関連リスク発生の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの監督管理制度、保険会社が保有する資産のリスク分類に関する制度の整備。支払余力、責任準備金の監督に関する政策の最適化。保険保障基金への参与とリスク体制の健全化。 ・潜在的なリスクの持続的な予防。リスク発生のモニタリングと分析を強化。特にデレションリスクと金融リスクの管理に注力する。 ・リスク処理のための資金調達拡大。高いリスクを抱え、事業継続能力のない保険会社の迅速な事業免許の取消し。地方政府・地方党委員会、中央の金融当局による共同でのリスク処理の推進。
6	保険サービスと保障内容の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・重大災害保険の多様化を促進。補償範囲の拡大、災害リスクモデルの開発など。気候保険の開発。 ・老後保障に関する保険の整備。個人年金の拡充、個人養老金制度の投資商品の拡充・開発。対象者を絞った年金商品の拡充、保険会社による介護サービス事業への参入の促進。 ・健康保険の保障水準・範囲の拡充。医療保険、介護保険の更なる普及。高齢者・慢性疾患患者向けの保険商品開発の奨励。 ・インクルーシブ保険の開発促進。特に農村部の低所得者、都市部で働くギグワーカーなどへの保障提供を奨励。
7	保険事業による実体経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・国の重要戦略や重要分野への貢献。リスク保護、資金調達ニーズに応える。 ・技術革新と産業促進への貢献。IT企業へのサポート、グリーン保険・農業保険・海上保険などの拡充。 ・長期にわたる投資による貢献。新興産業、先進製造業、インフラ、ベンチャーキャピタル、グリーン産業、農村活性化などへの投資支援。
8	保険事業の更なる改革開放	<ul style="list-style-type: none"> ・保険市場の体系の更なる整備。大手保険会社、中小保険会社の特性を活かした経営の促進。保険資産管理会社の長期資金管理能力の向上。ブローカーの質的成長の促進。 ・重点分野の改革の促進。保険商品の価格決定、商品レベルの向上、受取れる保険金等の額が変動する保険商品の促進。新エネルギー車向けの保険を重点とし、自動車保険の改革を実施。農業保険、家財保険、家庭・財産相続機能をもつ生命保険の機能発揮。人民元建て保険と外貨建て保険の普及。 ・海外の保険会社による中国での拠点設立への支援。中国の保険会社による海外保険事業の拡大の奨励。監督分野における国際交流への積極参加。
9	保険事業の持続可能性の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料設定の精度の向上。医療保障情報と健康保険商品のプラットフォーム間の相互連携。経験生命表の編纂、改編。 ・デジタル化の推進。人工知能、ビッグデータの活用を奨励、ネットワークセキュリティ、データセキュリティの管理の強化。データ資産の所有権の保護。 ・社会における保険業界への信用、信頼の向上。保険専門人材の育成促進。
10	政策との融合と高品質な成長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・中央と地方の金融監督管理当局の定期的なコミュニケーション、情報共有、協議が行える体制を確保する。 ・農作物に関する賠償責任保険、科学技術開発に関する保険など地域独自の保険商品の開発促進。保険代理人による非正規労働者を対象とした社会保険への加入、居住証の取得のサポート。 ・主務官庁間の連携を深める。保険分野における法による規制の強化。 ・政治的な癒着や不正の厳罰化。

（出所） 国務院關於加強監管防範風險推動保險業高質量發展的意見より作成。

3— 保険会社、保険商品が社会において果たす役割の拡大

国10条3.0は、前回の国10条2.0から10年が経過し、その間の保険市場で起きた問題や事象が大きく反映されている。例えば、②保険市場参入の厳格化にはメガプラットフォーマーによる金融分

野への参入とその後の規制強化がうかがえる。また、③保険会社に対する継続的かつ厳格な監督、⑤保険関連リスク発生の予防における ALM 管理の強化については 2015～2016 年に発生した短期・貯蓄型の生命保険契約の急増により、保険会社の中には資産と負債のデュレーションのミスマッチを抱える事態が発生し、それが尾を引いていることが分かる。⑥保険サービスと保障内容の向上では、近年、豪雨や洪水など大型の自然災害が多発しており、重大災害保険の重要性が以前よりさらに高まっている点も見られる。

一方で、近年の大きな課題としては少子高齢化の急速な進展がある。上掲の⑥保険サービスと保障内容の向上では、年金や介護保険などの更なる普及、個人養老金制度の投資商品の拡充、介護分野における保険会社によるサービス参入など、これまでに見られなかった内容についても言及されている。老後保障分野については、保険会社や保険商品が大きな役割を果たすことが期待されている点をうかがうことができる。このように、国 10 条 3.0 では、これまでの保険市場の規模拡大から変わって、より成熟した高いレベルでの成長、新たに浮上する課題への対応が定められている。経済成長の鈍化、高齢化の進展、消費の低下といったこれまでとは異なる社会情勢の中で、保険会社が果たす役割は更に大きくなっている。